

道路資産保有及び貸付状況（路線別）

分類	地域路線網（阪神高速道路・阪神圏）		149				
路線名	大阪府道高速湾岸線	道路名	4号湾岸線・5号湾岸線	道路の種類	大阪府道	道路管理者	大阪府知事、大阪市長、堺市長
保有・貸付概要	延長		41.5	キロメートル	区間	大阪市西淀川区中島 から	
		うち供用延長	41.5	キロメートル		泉佐野市りんくう往来北 まで	
		うち新設延長	(0.0)	キロメートル	重要な経過地	大阪市此花区、港区、住之江区、堺市堺区、西区、高石市、泉大津市、泉北郡忠岡町、岸和田市、貝塚市	
			0.0				
	貸付先	阪神高速道路（株）					
貸付期間	令和5年3月31日まで						
供用開始の区間及び年月日	港晴～南港北（S49.7.15）、南港北～三宝（S57.9.1）、三宝～出島（S61.3.4）、港晴～中島（H3.9.18）、天保山JCT湾岸連絡橋（H4.11.5）、湾岸連絡線（H11.4.15）、出島～泉大津（H5.11.4）、泉大津～りんくうJCT（H6.4.2）、中島～府県界（H6.4.2）、大浜（大阪）出入路（S62.3.23）、大浜入路（関空）（H6.4.2）、大浜出路（関空）（H7.7.21）南港中出路（H11.2.4）、南港中入路（H11.3.30）						
サービスエリア及びパーキングエリア	泉大津PA・中島PA						

・延長の数値は、IC間を最小単位として、機構の保有資産が含まれている区間を全て合計したものの延長です。但し、「うち新設区間延長」の括弧内の数値は、既に機構が資産を保有している区間を含む、協定に基づき高速道路会社が新設を行う区間の総延長です。